

3182

特 15

962

人情 風俗

滴水庵味雲堂士著述

名酒饌親睦會

現時社會之實況

京都

東洋館

027310-000-8

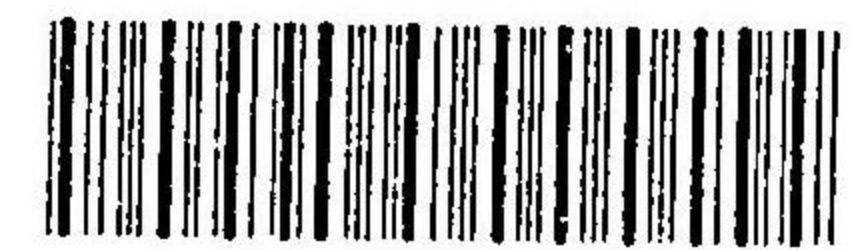
特15-962

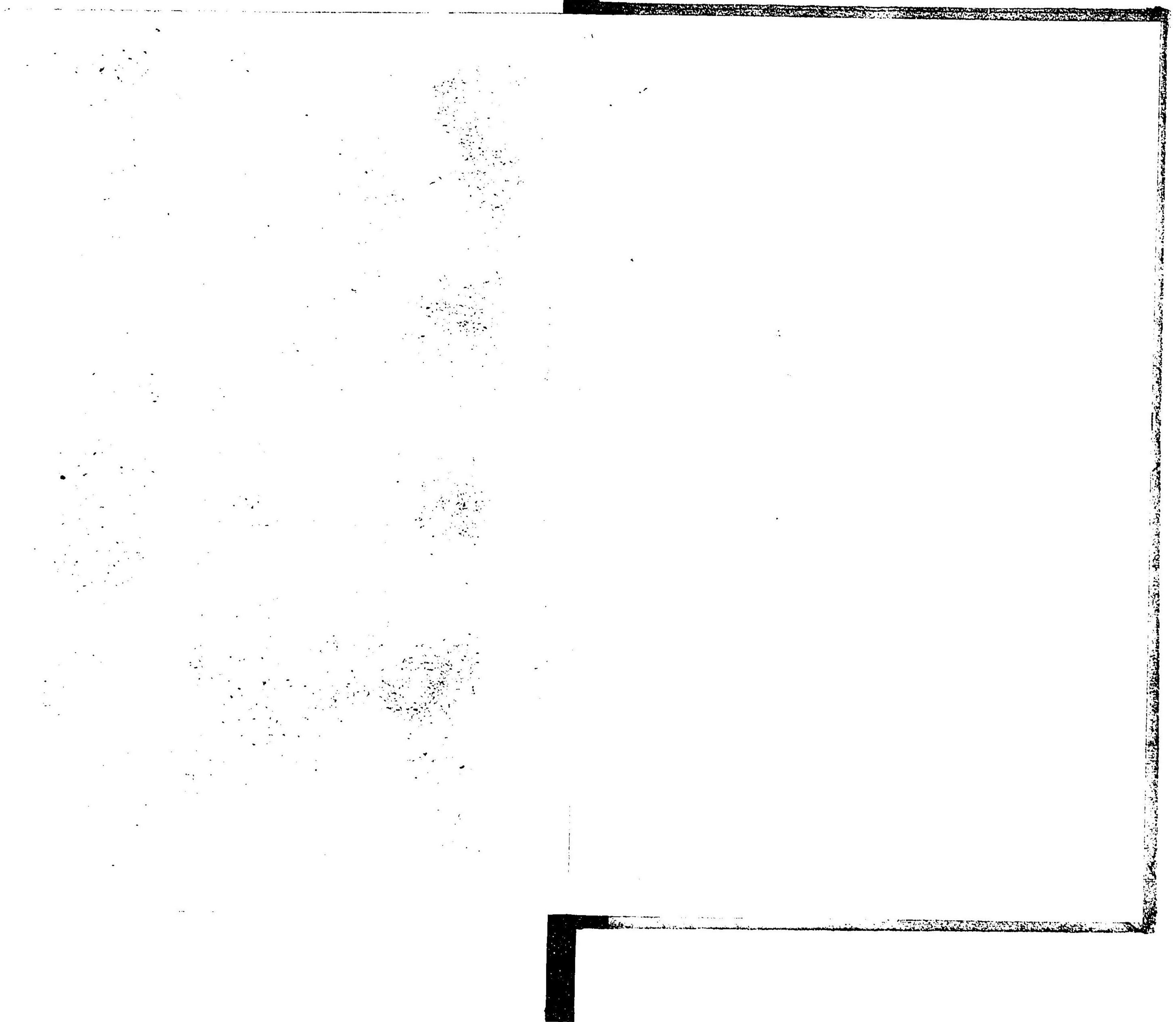
現時社会之実況

羽田 高英/編

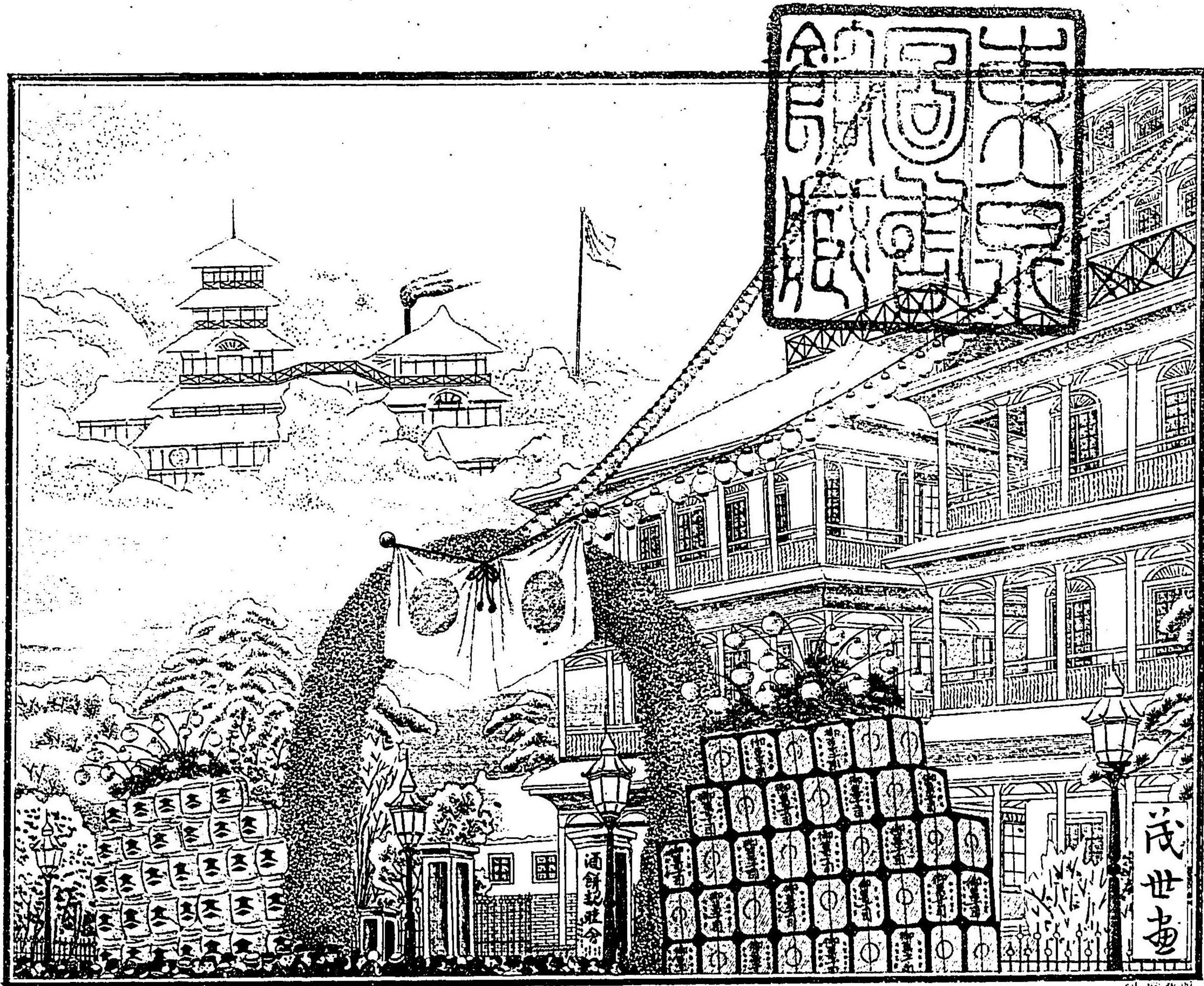
M20

ADJ-0061





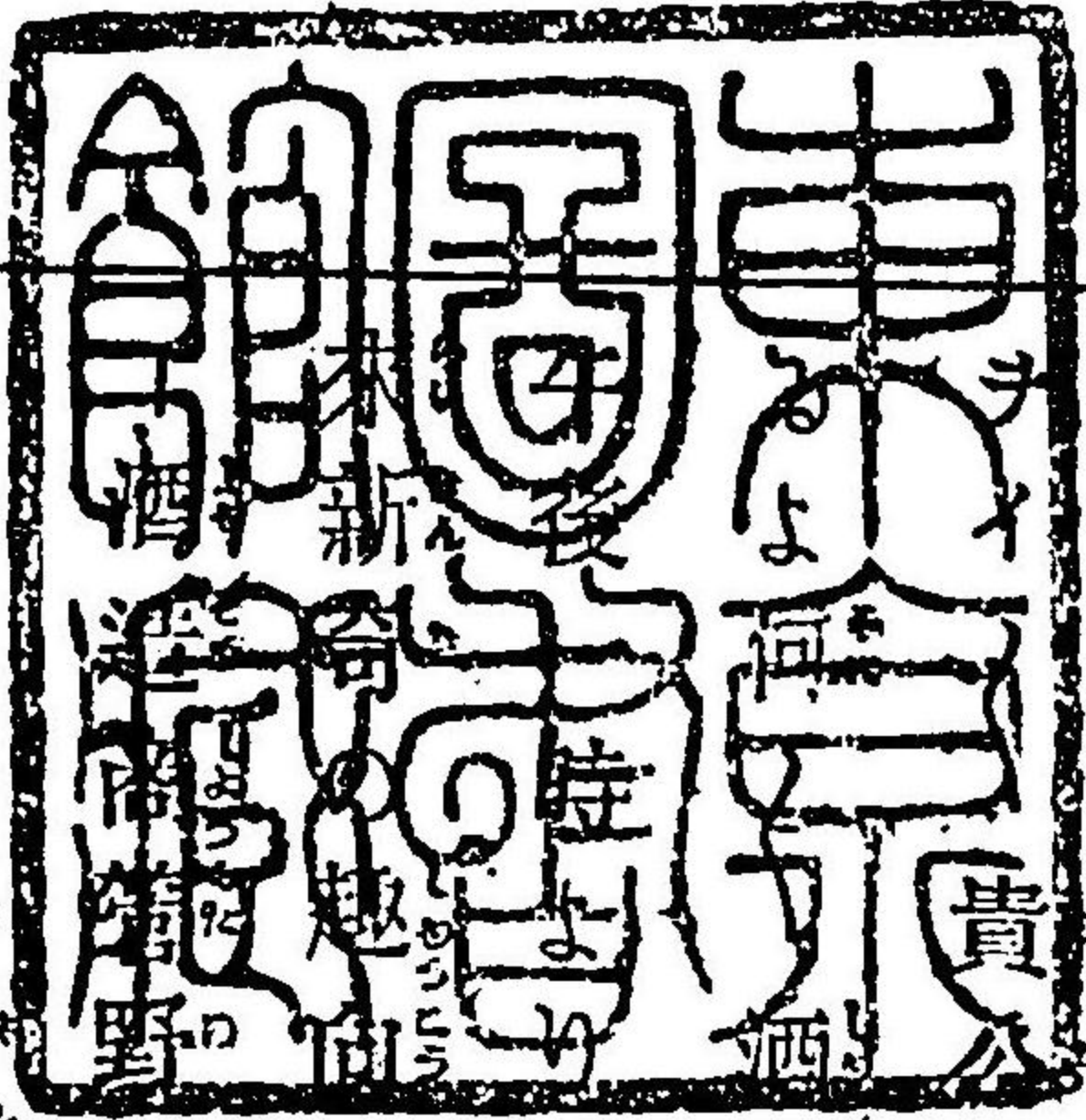
明治二十年二月十八日內務省文書 2559



山川洋行親餅酒會圖

風俗現時社會之實況 (一名酒餅親睦會)

第一回 滴水菴踏雲夢士編



一吋と見玉へ茲も奇妙も廣告紙が張付てあ
 餅大親睦會來る明治二十年一月第三日曜日
 東山公園地内山川樓に於て乙成程それハ近
 じや併々會主の名か記してあるか子甲「エ」
 卷藏賃搗商團子餅助とあるよそして會費ハ
 二十錢さ乙「安價」甲「但し上戸は酒壹升と錄銚板二枚下
 戸は會費相當の饅頭餅并團子の類外に別品の煎茶を饗
 候とあるハ、一彌々以て奇妙くどうじや貴公は是非

見親一階一會之
此告一紙一忽一應
酒餅一而一察之
競一争一

二
出席せざるめい乙「なぜ甲「なぜと云つたて貴公は此頃乃
禁酒會ハ不平だらふ一番飛出して平素の持論を主張した
らどうだ乙「何それ程よもねい別段禁酒會を不平と云ふじ
やなければと甲「おそれどぞうした矢張酒は一剋も呑まどに
居れど酒は止ても酔ざめの水か呑たいと云ふのだらふ乙
「先づ其様なものさ併一貴公も出席するだらふ甲「勿論の事
さ乙「又相も變らど下戸社會を連りて酒も呑まどに酔た様
か團子利屈後吐のか甲「失敬おそまへ本性違どさ乙「おゝき
にお世話おりや僕の云ふことだよ甲「これは辨誤併し從來
貴公等ら英勇酒色を好むとか下戸の立たる藏はかゝとあ

呑酒主義の大言も最早レビット婦人の禁酒會員募集已來
は迪も其様なる取り留もなき義論は一朝も信後社會に置
くことが出來あつかつてお氣の毒さ其點に至つて下戸社
會ハ未だ一言の攻撃者を見かいて先づ無瑕瑾と云ふ乙の
さ乙「だあら虎列刺病の得意となりて矢張衛生委員の説諭
を受るあら結局同日の議論さ甲「かにそれは一時代事だよ
五大洲中未だ禁餅會組織の例ハあるはい乙「そふ云ば僕も
一議論なれよしも非どさそも禁酒會と云へども全地球上
の人過半賛成せしと云ふてはかき必竟一二の政府と一二
の地方よ於て是なりとするのこにして之は萬國と五大洲

の人に比較をれば、實は些々たる一議論と云ふものさ然る
 を何ぞや下口社會は一概天下の輿論視して、万古不易の實
 理と思ふハ實に惑へるの甚しき者と云ふべし去れば古來
 正義視して一時社會の輿論となりたるものも一朝時勢乃
 變革に依て忽ち陳腐無情の妄言とありたる例も少なから
 ず禁酒會の如きを亦一時左様のものなるべし凡そ聖人は
 物に滯礙せざと僕等を即ち酒中の仙其樂ハ下戸乃能く知
 る處は非ざさ甲ハハ一飲中八仙が聞てあきれら併し途中
 此様なる議論を忘たつて到底無益な水懸論通行人の笑
 を招くのみを兎に角懇親會の當日を待て互に充分の議

論を吐とよふとやも僕の時計ハ七時十分過だ愚頭す
 ると門限も運るゝかも知れないよ乙「控うろそりや大變だ
 乗車しようろ甲「イエース〜と去り〜後又一人二人三
 人代る交る見てえ驚き讀まては笑ひ暫時も人乃絶間なく
 そも此の酒餅懇親會の催あるや催主ハ酒造商管野卷三と
 賃搦商團子餅助の兩人にして其目的ハ第一に久しく打續
 ある市中一般の不景氣を回復せんが爲に因循姑息千両箱
 の番人を甘ぼる倍番爺と油段否活潑の運動を爲さしめ久
 しく積重せる金銀紙幣の公天白日に向て自由と通行を許
 兼てハ座食安臥の惰夫に鞭ち農を勤め商を勵まし所謂

一夫を耕さざるなく一女も織ざるまきに至らしめんか爲
 なり而して又古來上戸と下戸との間ハ自ら疎々遠々と
 にして恰も野蠻人種の一概に異邦人を見てハ相疎ん相
 嫌ふ態の如く然れハ下戸ハ下戸の理屈あり上戸に上戸
 の見識あり共に僻すれハ團子となり酒狂とある互に中和
 すれハ滋養となり鬱散となる兎に角其好憎に依て相争ハ
 公論は非す而して中和は誠に得難きを乃なり故に這回改
 曆二十年一月第三日曜日を期し下戸上戸の大親睦會を催
 え相方の利屈と見識を闘論せしめ諺に雨降て地堅るの理
 將來ハ上下兩戸共に偏頗一面の愚論を去て節酒節生長く

偏計願雖奇
 疏石醉狂之
 企其智愚益
 之小未似酒
 造樽之大

親睦の緒を開かんとせるものかりとハ是一時下戸輩と社
 會を偽るの理屈にして實ハ近來禁酒會の賛成者彌々増加
 一來れば酒量販賣高幾分減少一々ハ一大事と管
 野卷三とつとき乃智囊を振ひ出して此懇親會を催ふせる
 もれなま惟らく當日參會の上戸百人として一石を商ふべ
 一千人として十石を販べし或ハ定量にして足らざるもの
 あり一升二升蓋増加も亦其幾倍なるを知るべからざ好
 や當日の利益ハ不十分なるも席上に連る反對者即ち下戸
 社會の議論として一言一撃の下論破し去らハ今や社會
 の禁酒に一變せんとする有様をして再び呑酒社會に回復

するや難きよ非ぞと去ども團子餅介は其極意を知らざ只
不景氣の折柄餅乃多分に販賣るを嬉び共に賛成記名せる
ものなり叔も此廣告紙の市街に出るや一紙に十人乃至二
十人の者一見して皆々其新奇よ驚ろざるかく下戸は下戸
同士上戸も上戸同士彼家此家に打集ひ區々の取沙汰喧し
く其當日を指屈數へ待もの日に多かりけり

第二回

叔も眞葛原公園内に此頃新築せる西洋形の酒樓あり山川
樓と名く此樓他と異かりて來客は酒客のみよ限らざ兼て
ハ西洋菓子并に日本製の菓子パン其他來客の望よ應して

八

團子牡丹餅饅頭善哉餅等の甘きを製し上下兩戸に欲よ満
しめ室は南北山川の兩樓に分ち兩かから室の中間よ長き
大なるテーブルヲ踞へ兩側に相對して數十脚の椅子以連
ね其他前後左右の陳列物并に器具等悉て新奇を以てし殊
更安價にして至極便利を旨とすれば來客は其意外よ接對
の町噂あると其娛樂の充實を愛し一日に盛大繁昌を極
め今や一日の中其來客の數實よ幾百人あるを知る能わざ
るに至れり恰も好し本日は明治二十年一月第三日曜會て
廣告せる酒餅親睦會日よ相當し此日清天曉色三春の暖を
奪ひ昨夜雪降りたりと雖も午後に至て道路の泥濘は全く

九

乾き山頭猶雪深しと雖も園中の樹木半ハ膚を顯し處々に
寒梅の開くを見るまれに鶯聲の聞くべきあるも其音未だ
微にして所在を辨し難く此日は是冬日中の春日仰て銀世
界を眺め俯して春林を見るを得る是山川樓外の風景に
て此日の親睦會場を北川樓を以て筵席と定めたまは内に
は一層の陳列物を爲さしめ西窓の方に當て數十百の椅子
を列ね前に長き「ターフル」をすへたるは上戸連乃席に設け
たり南窓の方より當て同じく數十百の椅子を列ね前より長き
「ターフル」をすへたるは下戸連の席に設けたり其南窓の方
少く西窓より近れ處に小さなる「ターフル」と二脚の椅子を

親睦會場
之趣向至
極め々々

すへたるは會主兩人の席と設るものなり門前には華
門を作り華門の頂より南北兩樓の檐に至る迄二節の糸を
引きそれにハ凡そ二尺距ごとよ一は總紅よして白ぬき一
は白張にて紅字に酒餅親睦會と記せる八寸形の張灯を四
五百宛を釣し門柱にハ紅白の唐紙を眞半分に凡そ幅二尺
長さ五六尺程に續合せ酒餅親睦會場と記しあるハ暗く下
戸と上戸の來會を標したるものなり時既に午後一時とも
かりぬれば會場には最早數百人の來會者ありて尙門前に
繼續踵を次て入來れる有様實に近來未曾有の大親睦會と
謂つべし午後二時三十分に至て來會する者凡そ五六百人

室内に充滿と雖も尙來會者の絶べきにも思われざれば
 會主は斷然門外に一紙を粘して日本の親睦會最早豫算の
 人員に満員すれば此段來會の諸君に謝絶すと揭示され
 ば來會者は止を得ず門外より場内の景況を眺メ觀遊娛樂
 の聲を聞いてハ之を羨むの余り幾回か自己の遅刻せるを悔
 と兩黨論辨の聲烈くして往々門外に漏ることあれば思
 とす大聲に之を賛之を非し酒餅兩黨數百人員門外に群
 集し恰も亦一場の親睦會を開るものゝ如し

第三回

夫は扱措き場内の有態ハ酒餅兩黨南北に分き夫々設けの

餅助之赤
 面益代標
 赤餅之看
 扱者也呵

席に倚りけしは接對夫ハ酒肴并に團子餅饅頭煎茶を持運
 び畧會筵の式了りけるに會主團子餅助ハ立て相方の來會
 者に禮を爲し本日ハ諸君寒氣の御厭もかく斯く御狂駕下
 されハ段會主小生厚く鳴謝す扱て本日の會主ハ御承知の
 通り管野氏と小生の兩人おれども小生は元來訥辨に乏て
 而も無學おれば本會の主意ハ勿論諸君に對して云何が申
 謝すべきやの言語をも辨へざ誠に赤面の至りかきとも
 實ハ廣告いふせいの御來會の程云何と思ひ居りよ
 案外の御來集只夫のみ喜悅しく余は何事をも申得ざ御高
 察下されたしと赤面して椅子に倚れば次で管野卷三同心

く立て禮を爲し満面に笑を含みながら、両傍の來會者を打見や、諸君と本日此會に來集せらるゝ所謂のものは、只會主兩人の微哀を愍み實に此舉をして徒勞ならざる爲の厚意をば小生も亦之を謝するに言ふ、乍去團子氏の一言其充分を尽しある者なれども辨の少なきは氏も又之を謝せられたれば幸に諸君高察あれと、扱て本會の旨意たる今更喋々申陳べど、雖も各新聞誌上に畧廣告し置たきば諸君ハ既に充分御了知の事あるべし、只この上に會主の望ま欲きハ今や諸君の兩傍に在て上戸ハ酒を呑み下戸ハ餅を食ひ從來兩戸の親和せざるに似もやらで至極温順親

睦の狀貌を表せらるゝは若し諸君の意想に只親睦の二字は拘泥せられて本日此の會の一事の能を親睦の形を表し去らば足すなどの御思召ならんか、左ある時にハ固小生等ハ此の會を催せし極意に相反せり、此會を催せる所以の者ハ從來上戸と下戸との間は誠に天地雲泥氷炭相納ざる有様にして諺にも之を山川と云ひ又は雨風と云ふ而して相方其云ふ所に一理一害あるて愚鈍の小生などには到底其正邪を辨し難し、依て醒たるの日空たるの時ハ相方の親睦兄弟の如きも遂に一杯氣嫌に日頃の我慢を募り満服無事み苦しむの時ハ思はず團子理屈を吐くに至る是

全く自己の好憎に依て偏屈を生じ實を両方の實理を知らざる故かり故に本日此會を催し賢明なる諸君を招聘して親しく上下両戸の實理を討む將來は共に日頃の偏屈を去て實地に心から和解親睦を爲さしむる爲めの趣向に出る者あり乍去本此會ハ風流に出でたる者おれば希くは御辨論の中講議然たる陳腐漢長たらしき御比例御譬喻等ハ眞平御免被下たく只其緊用的を簡單に面白笑敷御辨明被下候ハゞ會主の幸福此上は無御座候と一杯氣嫌に日頃の辨舌尙一層流水の如く滔々として辨じ若きは滿場の人々拍手喝采暫く鳴も止ざりる

第四回

上戸連の其中にて本日第一番に參會せし書生あや年齢凡そ二十一二斬髪にして百有余日も斬らざ髪をざると見へ貪乏長屋の庭掃きの如く身にハ二子織の綿入を着たるも二三年已前故郷を遷送來りて儘にて余程垢附たるも未だ破れて續當らざるハ大てい質屋の庫の罪人たるを以てかゝ黒紡の袴羽織を最早袖口襟先は摺切て其色七ツ下アとも謂つべし紐は紙籍を以てくゝマ白木綿の三尺帯を幅平よく脚許に巻附け煮しめたる如きハンケチを持って口の端を拭ひかぶらして立たる是かゝん上京或學

書生之國
臨近來給
如解

校の書生に於て其姓名を酒井利屈と云へる者あり黙禮を
もせて直に下戸輩に向て諸君よ諸君は何等の言よ惑され
て此天乃美録を嗜み玉ハざるそも酒の徳たる古來の事跡
之を枚擧するよ其數實に多しと雖も陳腐漢語と講議然た
る説明を斷られたれハ不得止東坡の洒落語掃愁帚の一事
を以て説明せんとす掃愁帚とハ之を和らげて愁を掃ふ玉
帚といふ宜なる哉小生當地に遊學すること凡そ四五年間
日夜螢雪の勞を積み勉勵惰らざるも未だ一日の氣鬱を覺
へど曾て小生と共に同學せる二名の同國人あり一が一日
三名の者共よ風邪れ氣味あり一とき醫師の診斷を受たる

半死半生
寒生帶香
不香皆幽
聲然

に小生の性質實に柔弱なる由答へたり然るに今に至る迄
未だ何等の病症を發せざるは是酒を嗜むの徳掃愁帚の爲
なるべし之を反して二名のもの其勉勵の度小生に及ばざ
ること遠し而していつか氣鬱症を病み一名ハ既よ鬼藉よ
入たり今一名え尙存命すと雖も誠に半死半生幽靈然たる
有様かりと言未だ了らざるに下戸連乃内よりゆる手を舉
て一聲高く否々と云て起立せるハ之又一寒貧の書生か
此書生は酒井乃所謂二人乃内乃一人にして姓名を沙糖好
太郎と云ふ平素酒井とは此点に至て胡越の思を爲さ居し
が今や酒井ハ公衆の前よ立ち暗に自分を半死半生乃幽靈

かど、稱せしめば怒勢思を立て否々と云ひ満面に怒を
 含み酒井乃面を睨み附あがら凡そ利害相半するは事物乃
 定數一物として免るべあらざるかり去れば酒にも利ある
 べし利あれば必だ害あるべし小生は酒乃利害を判ざるに
 一言にして足ることあり曰く下戸は未酒を吞ざるが故に
 害を受ずしと云ふを聞らば上戸も酒を吞たるが故害せら
 れしと云ふを聞く切かり此一言以て酒毒の害其利よりも
 大あるを知るべきあり惟ふに酒を其飲量を正ふせば必だ
 利益あるものなれとも其量を正すハ下戸に在て上戸には
 爲し能はざる事かり所謂一盃ハ人酒を吞し二盃ハ酒々を

吞み三盃は酒人を吞む聲をかきして泣上戸泣て罵る腹立
 上戸笑上戸捻上上戸跡引ぐい吞吐て寐る癖乃出る迄
 吞み明しある二日酔三日四日と吞續々積りくして酒毒の
 浮腫遂みハ吐血卒中風死にせり死にせり北邦の雲鳥部乃
 煙となる夫生ハ人乃樂む所死ハ人のおそる、所嗜慾乃爲
 に其死を忘る蓋し酒誠に人乃命を削る斬とも謂つべし恐
 るべし幽靈能く論じて而も活潑かり死たる朋友ハ酒
 を吞ざる科には非だ論よ証據余を敢て其冤を訴へどと
 滔々乎として辨じ若れば下戸ハ勿論上戸乃人々只恍惚と
 して思わざ知らば拍手喝采なしたり若る

第五回

扁知巳之
既亦有解
取扁知巳

予は曾て扁鵲の末孫とかよて扁知己といふ藪醫に聴くす
 べて人の腹中にハ九ツ乃虫あり伏虫といひ白虫といひ肺
 虫といひ胃虫といひ扇虫といひ赤虫といひ蟻虫といひ肉
 虫といふ又尸虫あり亦乃虫人と共に胎内より生じ又寸白
 虫あり以上十一種或は白虫は酒を好むといふさもありね
 ん凡そ脾胃にハ納るゝ年限あり然るに酒ばかりは疆な
 く甚しきは二三升も吞人あれども別段腹乃満るゝ例もな
 く皆彼虫乃所爲なるべし叔近來中京邊より少く其名を知
 れる酒本米汁と云へる畫工あり此人性酒好にしてさのみ

強飲家といふにハあざれども兎角に飯より酒を好み行
 年三十六七歳なるが凡そ二十有余年間は一刻も醒るゝ
 となく節期の拂ハ先酒屋を第一着と一米屋はつい忘却致
 志居たれば來月一度に拂ふべしかどいへること多し山水
 を畫くに酔ざれば其妙を寫す能わす醒て人物を畫せば
 自ら勢を失ひ文人畫ハはべて酔へるが如く一米點ハ恰
 もどぶ酒を翻せし如くに畫かざるを得ざるべしかど何に
 此等歎に流る終日酒乃外事ハ云はど然るゝ先頃よりして
 禁酒會とか又ハ禁酒を法律に明文に加へるとか聞度ごと
 に身体瘠るが如く刪らるが如く日夜心痛呑酒も甘しとせ

勿レ會酒一狂
 者本一性不
 還此一人質
 觀レ吞ニ於酒ニ
 人氣一盛之
 國一證蓋非
 所ニ此一人職ニ

茫然に一日酒餅親睦會乃廣告紙を見中々其當日乃
 待遠を思ひ鬼の笑ふ來年乃事を日に幾度か人に語り漸く
 新年一月とかりて改めて年祝酒を吞にも最早來年此年
 酒に酒を飲むことは覺柄なを思ひ恰も演劇に水盃を爲
 者代如く始終憂を催ふせと扱も親睦會此當日にかりるれ
 ば午後一時過り自宅を出て會場に至り見るに最早三四
 百人代來會者ありて上戸下戸別れて南北の兩傍にあり直
 み上戸代席に列りければ程なく酒肴を持運び來るに七八
 合まで吞尽す頃會主を初めに夫々乃演説始りければ暫く
 盃を止め耳底をすまいて聞居たるに中々下戸輩の議論烈

一くして上戸輩ハ八九部迄負色にかりたれば思わざ立
 「ターフル」を打ち諸君と暫く小生が説を聽き玉へエー小生
 ハ御承知の畫工酒本米汁で御座るが前刻よりして諸君乃
 御説明を承るに云何にも御最乃様に候得ども實左あると
 きには他人はさて措き小生なとハ生ある心意仕らだエー
 夫故昨年來禁酒會とか何とか歟と承る度ごとにハ實身
 を則るゝりも尙愁氣く思ふに今更下戸諸君に向て彼是
 酒の機能を申せばとて吞ぬ酒が吞ぢふなる筈もあふ夫故
 彼も禁酒會を立るから立せて置て又上戸連も狸々會と
 ても名附て彼乃反對に出て吞酒主儀を主張されば何も恐

るゝことハ毛筋程もなき道理エー誠に何にも歟もケ様に
西洋乃真似ばかり仕ると此後どれ様なる事をするかと計
らるる其内小生などハ米乃飯を止にしてパンを食へと云
ハれてもそれには左様み愁氣とは思ふ程と此度ハ禁酒會
よハ殆んど閉口仕ると恰も管を卷る如きの有様にて陳じ
るれば一同ハ思はざドツト笑ひけり

第六回

茲に或る女學校乃裁縫教授を勤め居る醒井智女となん云
へる者あり年齢二八と二三超たらんと思へるが性活
潑よして而も輕操に失せざ温順を旨とすれども因循に陷

我邦久誤ニ
女子之教
育一有レ心者
可三再一讀一

らざる當世の女丈夫常に歐洲婦人の氣性を一たひ我國古
來三從の道に惑ひて終身他乃奴隸を甘ぼる一風異様乃慣
習を慨き身ハ擢て、其弊を矯正せんが爲に好んで内外ハ
書籍を繕き其學事ハ博き其見識ハ高きこと堂々たる男子
も三舍を避る程なるも敢て他に對して慢言を構へること
なく一層言語は平和を擇ひ所謂女子らしきを好み容姿ハ
頗る嚴然として風儀を亂さざ所謂不墮生かると嫌ひ其教
授方ハ親切丁寧なる見る人之に感ぜざるなく交る者之に
化せられざるなく曾て授業生に諭せる言を聞に和娘達は
皆明治年代に生れて明治年代ニ養育を受られたる方々な

論三、天性男
女之異、別
既、天、附、同、
性、之、實、

れば宜しく時勢相應れ志を養わざるを得て而して古來女
教訓女大學ねどに三從の道を教へられたり此教誡は女子
相應の道よはべれども云何せん其弊や一婦の惑う處なま
遂には數婦の慣習とある故に只幼少き時は父母より從ひ嫁
しては夫に從ひ老ては子に從ふて一生を他に依頼するを
女子三從の道と思へり又近來ハ男女同權と云ひて頗前
説に反對ある議論を爲せる人あれども是又眞の道に適わ
ざ凡そ男子と婦人各々其職分を別あることハ其天性の異
あるに由り知らるべし決して其事業を互に易る能わざ然
れとも男女相共の親密なる繋属を爲して相離るゝこと能

えず是故に仁徳を施し人類を善する事業にハ必らば男女
一致せざるまことを得て人倫交際上は進歩の利益を謀るに
も亦必らば男女の協和を要すれば自から同等なりと雖も其
勢力を論ざるに至ては男女均齊からば男子ハ身體強壯に
して事業を成すまことハ婦人に勝るを婦人ハ温和柔軟に
て感動し易きことハ男子に勝るを男子ハ頭腦の力強く婦
人ハ丹心で力勝れり頭腦ハ管理統治するを能くすと雖も
感化移動するまとは赤心で力を能く其勢力異なるが
如くと雖も要するに男子婦人各々其相當したる職を盡さざ
るべからば然れば婦人其相當の職務を盡し男子と一致協

和して老て子孫に教育を隔らざるを眞に是三従の道に
 適ふと云ふ者なり是に至るハ男女全く均齊等一眞に同權
 とを謂つべし兎角に近來ハ何事に依らざる其弊を矯るに彌
 々他の弊に陷るに例多ければゆめ々心得違れおきとふ
 にと此確乎なる議論を以ても蓋し平素に人となりを知る
 べきなり嗚呼我國にして是等乃婦人今や其數百人に満
 めば女子風俗乃改良を求むる蓋し難きにあらざるかり然
 ればレピット婦人の一度我國に遊説するや忽ち禁酒に至
 益あるを覺り自から謂らく酒ハ禁斷はることは成し能ふ
 も之を節減して適度を全ふせんことは爲し能はざと直に

會員となりて其後德儀最重ざるに深き一層前より甚しく
 實に奇休に婦人と謂つべし

第七回

叔も親睦會場には順次に妙論奇談を吐露するも此多しと
 雖も敢て又卓論高説以て他に口を拮据程の議論を聴き
 りしが今や下戸連の中より起立せる婦人あり是か醜井
 智女にして烏雲を欺く鬢髪は既に束髪に改め代へ天然乃
 麗色素面は反て鉛華を装うよりも鮮かり身には和装乃華
 麗に過ぎる衣服を着し右手に一冊乃洋書を携へ左手に其
 書を披きながら諸君よ妾ハ誠無學文盲乃一女子にせべ

れど少く諸君に對して禁酒の功用をお話し申さんと思
へり去るがら堂々たる男子諸君乃妾が如き乃説を信用し
たまわざるハ勿論乃ことに得ば其故泰西學士乃著され
し一部代書を少く々翻譯して以て諸君に其理由を示さん
とす

上帝ハ本万象ヲ創造シ玉フニ至愛至慈ノ二ツヨリ妙智
力ヲ施シ玉ヘリ其内無氣物ハ暫ク措キ有氣物即チ万物
ノ靈ナルモノハ人類ナリ人類ハ能ク直接ニ上帝ノ惠ヲ
受ケ傳へ上帝モ亦人類ニ能ク自由ノ意思ヲ與へ玉フ故
ニ利害得失善惡ノ二道ハ一ニ默示ニ由テ導カレ默示ハ

吾未レ知ニ惡
之何物
思嗜欲亡
一身ニ惡一
呼

人道ノ至要ヲ導クモノニシテ人道ハ只顯界ノ行爲ノミ
チ云フニ非ス兼テハ幽界ノ思想ニ涉リテ上帝本万象ヲ
創造シ玉フノ意至愛至慈ノ二ツニ本ヅクテ以テ實ニ人
道ノ至要トモ云ベキノミ而シテ顯界ニ生ズル利害得失
ハ之ヲ防グニ容易ナリト雖モ幽界ニ生スル利害得失
ハ之ヲ防グニ甚ダ難シ惡魔ハ常ニ宇宙ニ存在シテ人類
ヲ誘フニ嗜欲ヲ起サシム嗜欲ハ人ノ免レザルトユロ故
ニ知ラズ識ラズ非道ニ陷ルモノ多シ文明ニ導クノ用獨
リ顯界ノ得失ヲ正スノミナラズ兼テハ幽界ノ利害ヲモ
正サバルヲ得ズ夫レ然リ野蠻ノ民ハ嗜欲ノ爲ニ一身ヲ

忘レ文明ノ人ハ一身ノ爲ニ嗜欲ヲ棄ツト今ヤ我歐洲文
明ノ度ハ其極度ニ達スルヤ否ヲ知ル能ハズト雖モ之ヲ
球上ノ万國ニ比スルニ敢テ其度ヲ他ニ讓ラザルモ尙嗜
欲ノ爲ニ一身ヲ忘レ曳テ万人ヲ誤ラシムル者多キハ吾
人道ノ爲ニ常ニ慨嘆スル所以ナリ

とは英人ブレードヘンリーの宗教思想より禁酒會を賛し
て上戸連の不覺を歎せと言ひ諸君ハ云何が思わるとや
酒は「アルユール」質ある者なれば其量を過さば忽ち害其身
に及ぶことは妾が言を待たせしめとくみ御承知の事なる
べし誰か酒をして一概藥なりと云ふ者あらん只其量を正

口味ニ好一物
之美酒ニ耳
聞ニ嗜一々妙
苦ニ目ニ見ニ婢
媚美一婦一上
戸之醉一狂
宜哉

すを以て藥なりと云ふべきのみ妾ハ這回禁酒會に賛成せ
し所以の意ハ酒を禁斷することハ成し能ふも之を節減し
て適度を全ふせんことを爲し能はざればぬる諸君ハ果し
て之を節減し其適度を全し得べや妾ハ尙論じざる事ある
も暫く諸君の明論に譲らんと朱唇片々畏怖は恐懼せざ其
聲大ならざ小ならざ恰も新鶯の囀々友を求むるに異なら
ざ明眸少しく紅を帯び或は憂ひ或は笑み靜かに雙手を動
かして其言論を助くるの容姿ハ又寒梅の雪中に傲々新枝
の風に動かしるゝ状態の如し滿場の人々只恍惚として魂
は既に天外に飛去り是非の分別もなかりざる

茲に或る本山の役員とか生徒とかみて頗る駁邪主義を任
とせる所謂外教嫌の僧侶ありけるが酒は性來の好物を
ば呑めば必だ憂を催し前廻よりして上戸の席に列り最早
定量の酒も呑み尽し尙物望願に茫然としてありけるが今
を智女の演説其一段絡を了りたれば突然起立して智女の
顔を打眺めながら曾て聞く和娘ハ誠に當世に奇絶しき人
物なるよし噫恐るべし怖るべし外教者ハ先づ和娘の如き
絶世の美婦人を誘ひて其門の信者とか情慾とりして次
第に他を導かんとするる夫を叔措今和娘の譯讀せられし

ブレードヘンリーの言ハ拙僧之を聽て誠に感ざるに余り
あり去りながら又拙僧の考よ依らば一概之を斷禁せよと
の意も非ざるべし又和娘の説に之を節減して其適度を
全せんことハ爲し能わざるが故に斷禁せりとばそもく
又偏屈なる思慮からどや何とまれハ和娘も既に酒の功用
あることを知れり而して之を斷禁すれば其害毒の憂ふべ
きかきも又其利益をも共に捨ざるを得ん思ふに到底之れ
か適度を得べからざとするる蓋し其術を知らざるかり外
教者は兎角に物に偏頗すれハ其言ふ處至極道理に似たる
も渾て中庸を得ざるを以て邪見を免れざ凡そ酒に惡む所

輕々主眼
凡庸之節
酒論却
重持戒之
大事一何

ハ酌酩狂亂汝恐るゝにあや若し之を飲むも心行端正守る
所を失ハばんば何そ必志を之を禁ざるを要せんや然れば
則ち酒固より禁まべし又或ハ許すべし其禁まべきを酌酩
狂亂喪心の過を防がんら爲なり其許すべきハ節度限量養
神の補ひを得んか爲なり之を禁じて其人に害あらハ之を
許すも妨なかるべし之を許して其人を過らば之を禁じて
戒慎せしむべし二ツの者宜しきを得ば何れを行ふも不可
なかるべし何すれそ一方に徧執して自己害あるを以て之
を斷禁せざるを他人の益あると共に斷禁せしむるを得べし
んや拙僧ハ宜しく節酒にハ賛成すべきも到底禁酒には賛

成すべあらざるなりと流石ハ僧侶だけありて酒の酔も本
性違わざ一應の理屈を陳じければ此時一同に拍手喝采し
て少しく上戸連乃面目を顯しけるが智女は再び起立して
「吾々貴僧の云はるる所ふそ則ち道理に似て未だ其理を尽
さざるなり所謂之を許すと禁ざるの二つ共に宜しきを得
れば何れを行も不可なかるべしと云へども其過失の由て
生じるハ之を許すの弊に原し其過失を未萌に防ぐは之を
禁ざるの利に由り而して之を禁止すると節減すると何
れか利何れか害何れか難何れか易なるやと云ふに至て妾
ハ之を禁止するはとハ成し能ふも之を節減して適度を全

ふせんことハ爲し能をざるなり宜しく其難易得失ある所
煖熟考せられと「言未だ了らざるに拍手喝采頻りなれば
暫く黙して控へたり

第九回

智女を暫く喝采の聲拍手の音乃鎮る煖待て又もや書籍を
披き

凡ソ酒ハ過度ニ害アリ節度ニ利アリ多クノ人ハ渾テ過
度ニ失ス而シテ又酔フニ癖アリ或ハ怒リ或ハ憂ヒ或ハ
泣キ或ハ笑フ其他種々ノ酒癖ハ尙本人ノ樂ミトスル所
ニシテ其害未ダ深カラズ予ハ酒ヲ論ズルノ利害ハ其癖

野婦再説
禁酒之妙
理

ノ云何ナルヲ問フニ非ス化學的ヨリ酒ヲ分拆スルニ其
毒タル「アルユール」質アリ生理學的ヨリ其飲量ヲ察スル
ニ一日間ニ一ギル（我ハ八タ）ニシテ尙余リアルカ如シ若シ
此度ヲ過サバ忽ニ其害ノ見ルベキナキモ必スヤ其毒ノ
自然ニ筋骨肌膚ニ残りテ遂ニハ天壽ヲ保ツ能ハサルニ
至ラン

と是れば之れヘンリー氏の直接酒の利害を論ぜし語な
り貴僧は頻に酒の節減すべきを主張さるゝも果して生理
的の分量に應じ得べきや若し然らハ妾ハ又何をか云はん
去りかおら前剋よりして上戸諸君の飯量煖察するよ本日

の定量ハ一升ある由然るに既に其酒を呑み盡して更に命
 ずる五合一升と頗る過度の趣あり貴僧ハ之亦も節減し得
 へしと思わるゝ諸君よ茲に酒を禁断して誠に感ぜべき
 一話あり一昨年の事と云紀元千八百八十五年英吉利龍動
 府の或學校の生員數十名一日の日曜をトシタラフアルガ
 ルスクウエル公園地内に於て一場の懇親會を開き當日の
 時蘇格蘭地方より二名の遊學者あてけるが同一を當日の
 懇親會に出席して兩名共に初より一杯の酒をも傾きざれ
 は人々初めの程は頻りに之を誣ひ後怪んで其故を問ひ
 に一名ハ只涙を垂れて語る能わざ今一名の者答ふるは禁酒

唯不_レ限_二酒_一
 一_レ事_二有_二勿_一
 類_レ交_二者_一宜_レ
 習_二此_一事_一

の因縁を細説して曰く友人此のブランド氏ハ曾て酒失
 り余ハ爲に忘ばく禁酒を勸むると雖も氏ハ決行せざ余
 ハ激切に誠めて曰く子と余と遠く此地に遊學するや蓋し
 尋常人の故にほらば互の父母家に在りて兩人の勉勵勤學
 の報を聞くと怠惰惡習の報を聞くと兩親の心頭果して云
 何ぞや余ハ常に此點に心掛ると到底怠惰惡習に忤ふ能わ
 ざるなり故に余ハ先づ子が爲に杯を禁せん子猶余が禁に
 伴ふ能ざる歟とブランド氏赧然直ちに余が言に従り
 爾來全を自ら杯を擧ざる者今に三年かりブランド氏の習
 癖已に止む余ハ解禁するも妨げ敷しと云ふども慣習の久

しき復杯酒に意なしと其時數十名の學友忽ち之に感激せられて爾來今に至るまで龍動或學校内の其時同行せる一部の書生輩斷然禁酒を决行せる由嗚呼一箇朋友の爲にす猶自ら嗜慾を禁むるの人あり況や本日來會者上戸諸君の中にハ政事家を以て任むる人あり宗教家を以て任むる者あり其他學校の教員學者紳士總て社會人心の負擔あるもの奚ぞ其所欲を放縱にし其善行を穢亂して可からんや諸君以て云何となすと眉頭少く擡して雙眸に涙を浮めたるの模様ハ恰も海堂の少く雨に會ふて其花の一層鮮なるに似たれハ滿場の人々只默然大息して重て陳る人か

りき

第十回

聖此管野
之偶計全
屬此餅

叔も滿場の人々良暫く默然たりしが何思ひけん上戸の内より二三十名れ者一時に立て去らんとするに會主管野卷三大に驚き共に立て告て曰ク公等に何の故ありて去らんとせるか未だ夕陽に間もあれば閉會の期にもあらざ希くハ今暫く猶豫し玉ふべしと言未了らざるに異口同音に否々我等ハ散會するに非ざして轉席するものたり會主よ速く下戸席に我等が席を設る玉へ否らざれば止を得ぞ散會せんのみと意外の變動に又一場の波亂を生じ雜踏混亂一

時ハ鎮撫の見込もあらざりしが漸々にして改席整ひ夫々
 着席かしたりされハ管野卷三改めて起立し諸君ハ實に會
 主の請願を總て無にし玉へり何とふれば小生前に陳ぜし
 如く本日の親睦會ハ固風流に出たる者なれば御辨論の中
 に陳腐漢講議然たるを謝絶致し置きたるに前刻よりして
 相方の御辨明殊に醒井智子の如きは一部の書籍を擔ぎ出
 して悉皆講釋然たるハ誠に之を聽くに退屈千万迷惑仕れ
 り去りとしてハ本會の旨意に甚だ相違せり併し既往の事ハ
 今更之を悔むも無益に似たれハ小生ハ是より一言諸君の
 耳を汚し本會相應の辨明を爲さんと欲す諸君ハ既に御承

知の如く小生ハ上戸連の會主に當れる者にして流石にも
 姓名を管野卷三と呼べり夫名の名とせべきハ常の名に非
 ざ道の道とすべきハ常の道にあらざ畢竟利害得失善惡の
 名を附たるも文字の業にて天ハ自から高く地ハ自から低
 し上戸の樂も亦然り酔ふまをを知るの酔ハ未だ眞の酔に
 あらざ樂とするの樂に未だ眞の樂みにあらず諺に曰く我
 己に酔たりと云ふ者ハ未だ眞に酔ざるも乃なり我未だ酔
 ざと云ふ者に至てハ己に自ら酔を忘るゝ者かりと又曰ク
 一盃ハ人酒を飲み二盃ハ酒々を飲み三盃ハ酒人を飲むと
 下戸連ハ常に之を稱して酒乃癖とするも上戸ハ茲に至て

醒後一層
受七情之
痛一寒一悔一後
之ニ一日一醉
修身不可レ
醒

始めて仙境に入る乃思を爲一醉樂乃極意を極するも乃な
り凡そ人々乃利害得失苦樂を感ざる所以乃者ハ蓋一七情
に彼是乃徧見を離れざ自他内外に我慢を脱れざるが故な
り縦令酒を吞まざと云へとも徧見と我慢を離脱せざんハ
万事心頭に自由ならざるが浮世乃常故に或人乃詩にも勿
思心外無究事且尽樽前有限杯と宜かるかな吞ときハ實ニ
浮世ハ三分五厘一心廣博として仙境當ならず下戸ハ杞憂
て壽を縮むと思ふも上戸ハ反て万年乃齡を保法心意せり
去れば東坡ハ掃愁帚と洒落梵僧ハ呼らへて般若湯と云へ
るも蓋一故あるりか上戸として古來總て短命なりと云ぬに



圖 / 說演場會駐親餅酒

則村下堂春四

もあらざ下戸として古來格別に長命なるにもあらざ顔回ハ
一瓢乃飲よ空しかりしも短命にして死し盗跖ハ強飲酒に
飽たりと云へども長命ありし嗚呼死生ハ天にあり苦樂ハ
命にあり利屈を云ふ者ハ未だ利屈を知らざるも乃小生ハ
如きは是れ真乃利屈なり呑むべし樽前限あるも我酒
藏にハ限なき酒ありと半ハ酔浮れ半ハ論じ早十二分乃
酒癖を生ずるも上戸ハ知らず只口邊に涎を流し轉らぬ舌
にて喝采する態下戸ハ見て以て笑を含みしばし仰天て語
るれば管野ハ獨り揚々と其儘椅子に倚りたりする

第十一回

凡そ諸般の事に言行一致と云へるハ實に容易からざる事にして渾て乃人論ざるべきハ聖人に似たるも行ふときハ小人を免がれど扱ても前剋よりして上戸連の説を聞かば頻りに節減節酒を主張すと云へども云何せん知らざ嗜慾に惑とされて量りなきの酒ハ遂に亂に及ばんとす下戸連ハ夫の勢に辟易して傍杖打れぬ豫防を爲し互ひに面を見合するが此時又も上戸連乃内よりして八十有余歳乃爺跟踏めきながら起立かゝ諸君ハ最早御議論も御座りませぬか去れば之より此爺が少く御話を致しませよ併し小生ハ天保人間と申したいが夫よりまだ二三十年も昔日文化

元年甲子乃出生されば明治年代乃人々とハ兎ても反對ひて理屈など申す譯にハまいらざ只此爺が此年月酒ゆへ無事息災あり一部始終乃酒呑履歴一生涯乃棚御を致せば論より證據乃確い話干渡長々れど間乃くさみ暫く耳を御借し下され扱も小生ハ誠に柔弱た生質おて三四歳乃頃迄ハ至て虫氣多く常に乳汁を除し夜泣間絶胎毒草兎も育生ハ覺柄かゝと案ざる儘によろくと六七歳乃無感盛になれば頭ハ一面乃甲草を生じ草出き八幡痘瘡半分と外乃小兒に黽られても敢て立向ふ乃氣力もなく泣て歸れば直ぐ熱を生じ恩愛乃爲よ感涙せしと云ふよあら糸ど足ら

窺息して饅頭羊羹與へハ即坐よ食盡す夫がこぢりて干疔
 と病ひ這回ハ兎も黄泉代旅立一家親類打集ひ夜代目も眠
 らざ案ぶるよりも生むか安くと又もよろく十二三歳乃
 頃とかりしとき浮徒兩親よ誘れて此四山乃參會よ賢童一
 杯と献れしとあいと受取呑み干す酒が不思議や身體よ適
 合し者る酔へば平素より元氣好く其後時々呑む酒も生質
 なる上戸口次第くは身體も健康實よ酒ハ百樂乃長ぞあ
 し茲に始て兩親を安堵せしえたりと是迄ハ小生代知覺ざ
 る事おれども後に兩親より傳へ聞たる事あるべし叔も其
 後ハ身体非常よ健康あるも四百四病乃患ひより貧乏と愁

き者ハおしと實よ里諺代如くにして遂にハ夫が病根と
 り父ハ小生が十五歳代春母ハ小生が十七歳乃秋鬼籍に入
 りて歸らぬ旅立泣の涙てようくと近隣の人々に慰めら
 る方ばかりの野葬も父や戀した母さまと云へど影だに鳥
 邊野の煙と消て跡方なく殘る借財破家よ膝共談合も爲し
 難く其日くの活計よ命を縮むる心意して無爲なれ世を
 送る内妄れもせじ文政三年十一月十二日の夜初夜過る頃
 行末過方打案じ獨りつくく火鉢を前に煙草薫らす其折
 柄戸口をとんく打敲き音報聲ハ確か隣家の六左衛門
 開茶は内に入來り話すと聞茶は浪花にて今度幕府の人部

が不足夫ゆへ京へ雇ひよ來たが尋常の人物かれは誰れで
 も行が千渡今度は危険ひ役目どうやら軍事の兵糧運ひ其
 代りには行とさへ夾着すれば前よ五兩と日々に三貫文宛
 の御給金を下さるげな危険仕事と相違ハあなれどそこを
 一番きり脱たれば苛ひ時節に可美利益親兄弟のある人ハ
 兎も行事ハ出來かいがこう云や餘り失禮だが身一つに
 て左支障りなき御前さん一番行く氣はあるまいかと可美
 そふかる怖ひ話一醒時なら定免一慄毛も立ち兎も行氣は
 出よまいなれどそこが一杯の酒氣嫌行て見とう宜敷頼む
 と云ふたが初め其夜は其儘打臥して明れば夢も酒も醒免

蓋一杯氣
 嫌之橋一俸
 敢非不來二幸
 圖一具上

嗚呼好ないことを受合いと後悔たれとも詮かた練言エ、
 儘よと又を吞出す酒元氣遂にハ人部に雇れて三四十日も
 奔走内今ハ氣の減らぬ御上の酒呑みたいだを呑み暮し
 怖さを忘れて出陣の其當日を待居りしが降参とか和睦と
 かにて軍も其儘止にかり五兩の外に御給金々十七兩と錢
 四貫文御下者渡りに相成其儘御暇下されあまは思わぬ撓
 侍に漸やくのみと其日の生活に支間へおきよふなるとり
 しも本ハと云へば酒の徳まだ色々の話しあれども一寸一
 憩致しほよ

第十二回

そも此爺は當時京都府下にて豪商家の聞へある木村重兵衛と云ふ老後の楽しみに一人の丁稚供み卒れ日々彼地此地と遊覽し茶室が本日も昨夜の雪を觀んものと早朝より圓山の也阿彌樓に遊ひしが午後に至つて歸宅せんと山を下りて公園地内の山川樓の前に來きハ酒餅親睦會の廣告紙を見る酒と聞てハ一寸も逃すべからざるの氣性なれば重左衛門は丁稚よ向む夕刻此樓まで迎ひ來るべしと言ひ含め其儘にして歸りやり自分ハ内よ入れば叔こそ上戸連の中に列りし者あり満場の人々ハ重左衛門の履歴を聞き中々よ

興あり茶れば下戸も上戸も異口同音に大老願くば尙其後の履歴を語り玉へと云ふよ重左衛門を似笑くと再び立て云へるよう微細申せば中々に八十年間の長物語り兎も半日や一日にては語り尽す訣にハはいらねど先其大略を御話し申せん叔も夫より其金子を以て種々の商法を思ひ立十年余りハ別段異狀し事ありしと思われよ然るに廿七歳の時即ち天保三年七月六日ハ朝浪花より山城屋富衛門と云へる人上を來たり此人を先年人部に雇れし時共に雇れて多人數の中にも格別に懇意な爲せし朋友おれば久し振の對面に互よ時候挨拶もすみ叔夫より四方八面乃

話を爲せしが其時富衛門の云はるゝにハ拙者ハ其後堂嶋
 に借宅して不圖米相場に手を出せしが運が向いか時節が
 来たのか買へば上り賣れば下り僅う四五年の其内に二三
 萬兩乃分限となり御陰て當節ハ堂嶋中て山城屋富衛門と
 申しゐら誰知ぬ者おきまでになりました就ては明後日は
 二百十日即ち帳合社會の當日なれば氣配を計て少々かど
 賣買致そうと思ふに付き此間中より此京都の人に頼まれ
 て居る事もあれば一寸知らせに参りましたと聞くに小生
 も例乃酒氣嫌て夫は大層御出世何より御目出度御坐りま
 す私にも實え一度米相場を致したいと思ひ居りまはるが

何分にも其勝手を存しま務ぬ故と申せば富衛門え然れば
 何程の御出金おされ夫とば私しが御預り申し好よふ致し
 て進せまよ必だ悪え配慮ませぬと云ぬに任せて小生ハ
 酒の上とて大膽にも十有余年の其間命の蔓と貯へ置し而
 も正金で一百兩渡して其日ハ其儘富衛門ハ歸り来る明
 れば二百十日の朝前夜乃曇に引更て風温に天晴渡り平素
 よ稀なる好天氣ぬれば小生ハ中々心安からだ定めし前夜
 の天盤梅でハ上ると知て何程か買込しに相違なし然れハ
 今朝此模様でハ必だ幾分か乃損失を生ぜしからん嗚呼是
 非もかしくと思へる中よ午後に至て俄かに一天かき曇

り雨ハ恰も車軸の如く暴風屋を破るの有様其天變總て小
 生の意外に出てけきは百兩の金子ハ最早消滅して一錢面
 の余はなきに至れりと思ふにつき忽ち一心錯亂して恰も
 狂氣の如くなり生たる心意さうまゝ其日も暮れて明の朝
 まだ薄闇きにとんくと門は戸敞く者ある事り誰やらん
 と開き見るに是れん山城屋雷備門にて似笑くとして入
 來り扱て一昨日御預り申せし金子ハ則ち茲に一百兩外に
 昨日申せすくひ高千二百兩體に御受取下さるべしと聽に
 つけても夢のとばかり半夢の如くに金受取余り不思議に
 昨日の一部始終を尋ぬるに流石白人の思慮は打て變りし

以て酒 爲下單
 求三箇 實一具上
 其 眠亦一甚
 矣

算斷奇計兎にも角にも千三百兩と云ふ分限にかりたれば
 最速に三條室町邊に一軒の家を買ひ求め呉服商を開き日
 増に店を繁昌して追々御家敷方乃出入り許さる此時既に
 女房子あり親子三人手代丁稚都合五人が何不足なく暮せ
 る本ハ矢張酒ゆへ凡そ酒と云ふものは物を決着けるよ早
 ひ徳あり夫故百兩の金を以て只一日の中に千三百兩とな
 りたるを此時満場の人々少しく厭然として上戸連ハ
 半眠を催さるる
 人ハ上春を呼へども未だ全く春からず梅花殘雪の中は在
 りて雪氣復將に北霄に催さんとす寒威凜冽として風未だ

温和からざるハ蓋し陰曆乃冬季を免れざるハ故なり日向
 短よして夕陽己に西山に春き晚鴉呼々として樹木よ宿す
 華頂の梵鐘聲々響醉者の眠を覺して閉會の期も亦將に近
 からんとす時に一人上戸の中より一聲高く會主を叫びて
 起立する者あり人々刮目して其人物ハ云何を視一視すれ
 ハ斷漸く二十二三にして只一乃經紀人あり然ると雖も與
 儀自若から品格を存し嚴然と志て我國從來乃古風俗を一
 變し去れば又一目して紳商家の子弟たるを知るべきあり
 顔色良々瘦疲せるも慨氣滿面に顯れて反て其威風を示し
 眼光恰も人を射るゝ如きを勤めて温顔を旨とすれば爲に

少しく微笑を含んで曰く

兩黨の諸君子よ小生ハ今日事故ありて上戸諸君の末席
 に列すと雖も曾て一滴ハ杯酒を傾ぎざれハ飲を貪りて
 上戸席に列する者にあらざるを知り玉へ去れば又下戸
 席に列するの意もなければ止を得ず斯く異様乃舉動を
 なしたる者なり最早本日乃筵會も閉會の期近にあれば
 少しく意見を陳述して以て諸君ハ清聽を汚さんと欲す
 謂らく前來諸氏乃高説を聽くに何れも明論確説にして
 敢て黄喙の容べき所あきも只少しく持論を吐露するの
 方法も適せざれば可惜明論確説も人をして心服せしむ

るに足らざれば只喋々辨論じ去て跡なきが如きは小生諸君の爲に取らざる所なり因て小生は一先原則を設け置き進んで飯納演繹の二法より飲酒の利害を論ぜんと欲す抑も原則とハ酒は強飲に害あり節酒に利あり是其第一なり酒は飲に癖あり飲まざるに癖あり是第二なり天性の上戸あり天性の下戸あり是第三なり上戸は過度み因て害あり下戸は節度よ達せざるが故不利あり是第四なり上戸は過度よ因て一身を亡ひ下戸は節度よ達せざるも死あり是第五なり己上の事柄は両黨諸君共に争ふべからざる事實みあらざればや因て小生ハ此の原則に基き更

に飯納法より飲酒の利害を論ぜんと欲す小生は其持論を吐露するみ先ち飯納法の何たるを辨解せざるべからざ抑飯納法とは英語の所謂インダクションにして特殊（スペシヤル）の事實より概括（ゼネラル）の眞理を證引（デダクト）する理法なり今や諸君の容易く之を了解せられんか爲先に其の例を擧れハ

人は平素より酔へる者にあらざるなり
 人は酔へるを以て酒の効能あるものとす（第一例）
 故に酒を飲みし人ハ凡て酔へるなり
 酔ふ者ハ凡て人心を狂する乃癖あり

(第二例)

醉ふを以て酒の効能と云
故に酒は人心を狂するの癖あり
飲食物ハ凡て節度に利あるものなり
飲食物の一ハ酒なり

(第三例)

故に酒は節度に利あるものなり
飲食物は凡て過度ニ害あるものなり
飲食物乃一を酒なり

(第四例)

故に酒ハ過度に害あるものなり
好物乃飲食物を自ら過度ニ失す
好物の飲食物乃一を酒なり

(第五例)

故に上戸ハ自から過度に失す
不好物の飲食物ハ自から小食す
不好物の飲食物の一ハ酒なり

(第六例)

故に下戸ハ自から小飲して節度に至らず
飲酒過度ニ失すハ必至害あり
飲酒過度に失するは上戸の常なり

(第七例)

故に上戸は飲酒み因て必至害あり
無病にして薬を飲まさるも其害絶てか
無病にして薬を飲まさると下戸ハ一般を(第八例)
故に下戸は斷酒して利なきも其害絶てか

病を治するの要ハ藥石を以てす

病を醸するの原因は飲酒の過度にあり (第九例)

故に飲酒過度乃害又別ニ藥石の治を要す

凡ての病は藥石に由て治するを得べし

凡ての病ハ不健康なる (第十例)

故に健康を得るには又他に藥石あるべし

己上の數例は即ち歸納法ニ依て証する所かれハ諸君は

尙小生が喋々するを待たして思ひ半に過ぎざるべし是

より進んで演繹法を以て其利害を証せんとす夫れ演繹

法とハ前節に例証したる歸納法と全く反對の理法に

て英語に之を「デイクシヨン」と云ふ概括の眞理より特
殊の事實を引證するの學なり又其例を擧ぐれば

飲酒は決して斷禁するに及ばざ

過度に害あるハ飲酒に限らざ (第一例)

故に過度に失せざれば斷禁するに及ばざ

節酒に利益あるハ斷禁するに及ばず

利益ある者は凡て要せざるを得ざ (第二例)

故に利益あるハ節酒を斷禁するに及ばざ

節酒ハ健康と快樂と共に得るに利益あり

藥石ハ健康を得るも共ニ快樂を得へらざるあり

(第三例)

故に藥石ハ節酒の利益ニ及ばざるあり
 己上乃數例ハ即ち演繹法に依て証する所の節酒乃功能
 されば是又諸君ハ尙小生ハ言を待たして了解せられた
 らん依て今諸君に此兩論理法の堅固なることを示さば
 歸納法は哲學ニ所謂アポステリナリなる者にして覆載
 間の事實を蒐集し之を干城とし之を壘壁として論ぜら
 るの法あり又演繹法ハ即ち哲學の所謂アプリナリにして
 眞の理屈上より論究するの理法なり小生は此兩論理法
 に依り重ねて飲酒の利害を論ぜんと欲せしも最早數例

の尽す所とかり敢て復疊長の辨を費すに及ばば去りな
 ら己上の例ハ斷酒節酒共に主張する所あれば更に二
 三の例を擧て以て論結せんと欲は

嗜欲を貪る者は凡て自己あるを知らざ

嗜欲の爲に飲酒する者ハ上戸あり (第一例)

故に上戸ハ到底節酒すべからざ

利害を關ぜざる物ハ無用物あり

利害を關ぜざるは下戸の飲酒あり (第二例)

故に下戸ハ寧ろ斷酒するに如す

己上の二例は販納法インダクシヨンに依る者あり

上戸ハ斷然禁酒するに如き

上戸ハ飲酒は嗜欲よす

(第一例)

故に嗜欲ハ凡て其身を亡す

凡て人禁酒するに利あり

凡て人上戸と下戸とハ二なり

(第二例)

故に上戸ハ嗜欲ハ爲に失し下戸ハ無用乃費あり

己上の二例ハ演繹法「イダクション」に依るものなり去

れば小生ハ議論は先づ此邊にて結び置ん

と禮了て榻に凭らんとする時隣席に在る二三ハ醉漢忽ち

立て前後を取巻た一人は其手を執り一人は其頷を捕へ今

一人ハ腕を擧て捲手を固め異口同音に罵て曰く汝が偽て

我黨に組し今や切りに禁酒の事を説く其無禮實に許すべ

からず依て其贖罪に我一捲を試しよと忽ち其手を下さん

とするに驚き下戸の中より二三ハ少年出來て之を制す醉

漢怒て其制者を撃つ制者又怒て一撃を酬由此に於て忽ち

場内に一の評鬪を生じ雑踏混亂杯盤摧破して微塵とふる

會主ハ漸く之を制止して無事故會とる乃時ハ已に點灯の

頃なりき

第一回

酒餅元來反對黨
親睦會場甚危驗

第二回

欲食先集者如山
欲飲馳來人似川

第三回

餅自有團子
酒自如流管野辨

第四回

書生飲量未至飽
寒生禁酒不得止

第五回

流石畫工面如繪
第二好物酒勿笑

第六回

宜守貞節女子道
宜禁飲酒婦女癖

第七回

谿鶯轉習美人聲
古聖却耻賢婦志

第八回

勿言破戒無懺事
堪笑山門禁酒碑

第九回

奮聲吞淚意甚切
穿情究理說彌妙

全

上戸忽醒飲酒醉
下戸却醉絕世論



